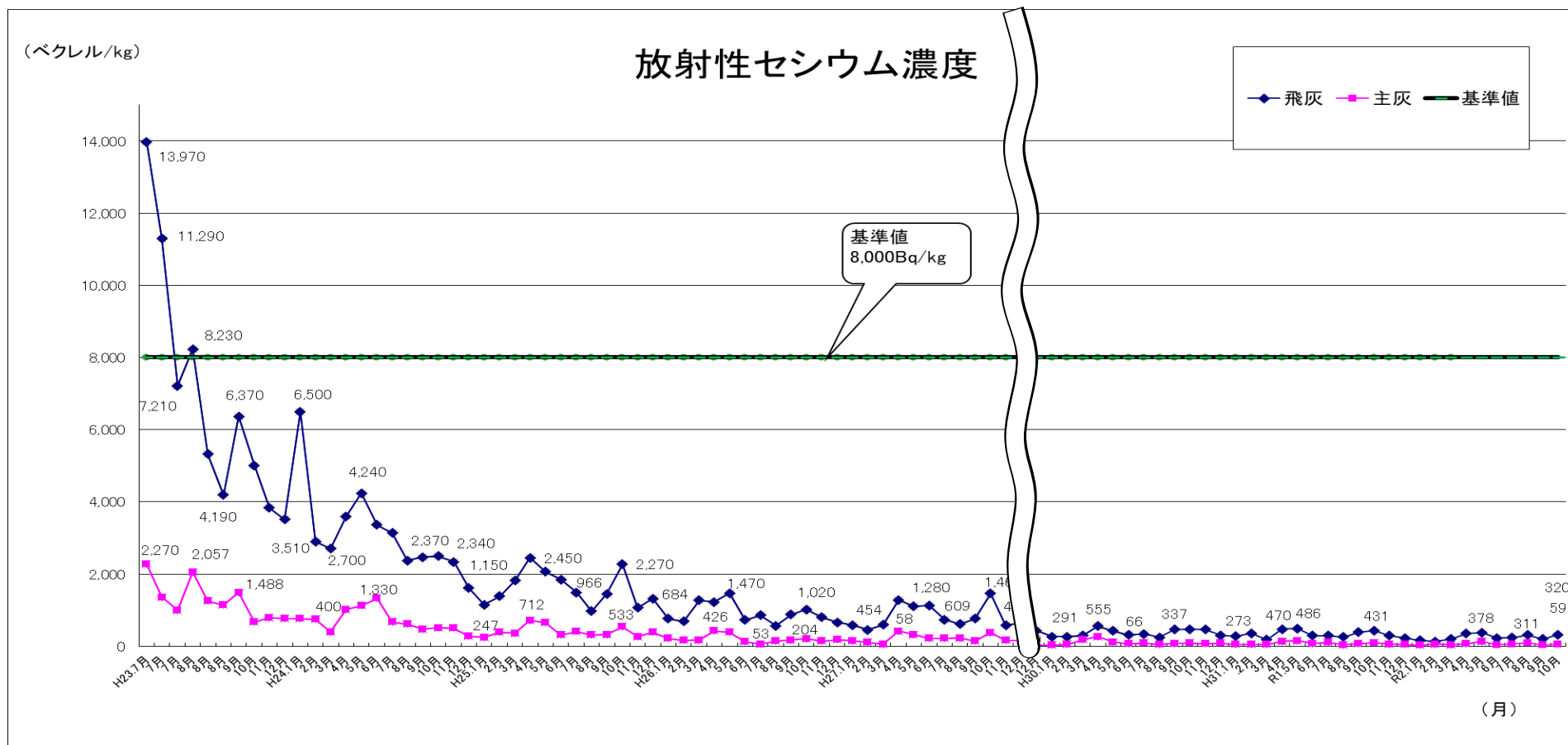


印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- ・焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）



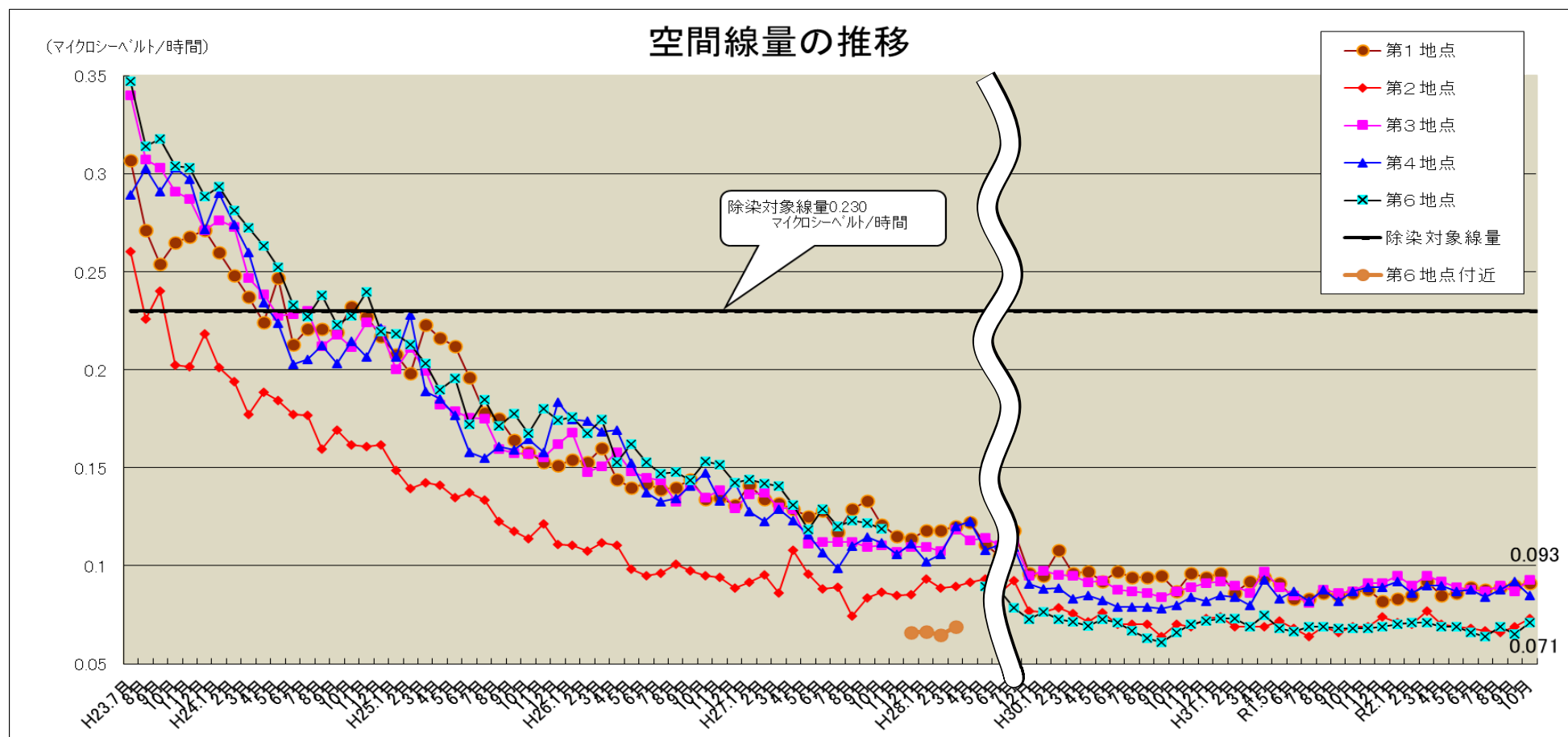
・排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム 134 と 137 の合計値）

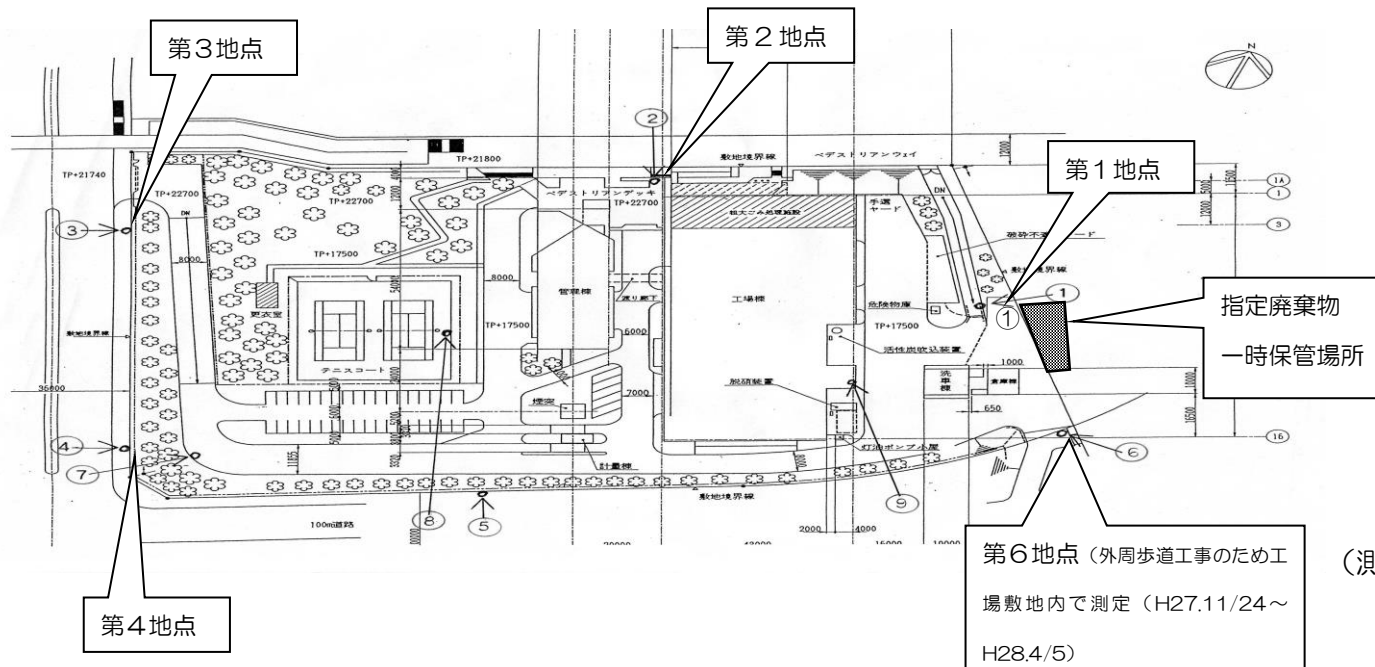
測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
令和2年10月	1号炉	ろ紙部	不検出	2（134又は137）
		ドレン部	不検出	同上
	2号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和2年9月	2号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和2年8月	1号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
	3号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上

## 2 空間線量の推移

印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の9地点で週1回測定しています。

- 敷地境界4地点の空間線量月平均値（地上高 100cm）





※指定廃棄物（飛灰）の保管状況について  
 基準値（8,000Bq/kg）を超えた飛灰（平成23年7月、8月発生の指定廃棄物）は130tあり、令和元年度にドラム缶（252缶）をフレコンバックに梱包し、既存のフレコンバック（120袋）と一緒に、一時保管しています。この指定廃棄物は国が処分するものです。

(測定位置図)

### 3 焼却灰の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

（令和2年度：10月末現在）

令和2年度計画処理量	埋立量
5,467 t / 年	<ul style="list-style-type: none"><li>• 4月 491 t      • 8月 469 t</li><li>• 5月 561 t      • 9月 504 t</li><li>• 6月 546 t      • 10月 442 t</li><li>• 7月 585 t</li></ul> <p style="text-align: right;">計 <u>3,598 t</u></p> <p>印西地区一般廃棄物最終処分場 埋立容量 402,200 m<sup>3</sup>   埋立量 94,258 m<sup>3</sup>   残余容量 307,942 m<sup>3</sup> 埋立率 23.44%</p>

ICC-20201205-議

回答は文書で

Q01-表-1) 令和2年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況

(1) 令和2年度の1号炉の10月の焼却日数 焼却日が28 1~4 8~31と記載されているが、5~7は焼却していないのか?

(2) 焼却していない場合の原因は何か? 事故か? 故障か?

原因を記載すべきである。(例として東京二十三区清掃一部事務組合を掲示)

東京二十三区清掃一部事務組合「清掃工場故障通報」令和2年度(4月1日~7月26日まで)

通番	工場名	炉	状況	発生日時		立下日時		立上日時		復旧日時		故障内容・備考等
25	新江東	2号炉	休炉	R2.7.26	0:44	R2.7.26	3:01					0時44分頃、2号炉№1ボイラダストコンベヤLのトルクリミッタ作動異常が異報・復旧を繰り返していた。2時20分頃、可能な措置を試みたが、復旧困難になったため、焼却炉を立ち下げた。なお、このまま定期補修工事に入る。
24	江戸川	2号炉	休炉	R2.7.23	6:00	R2.7.24	9:54					長物の不燃物が主灰シュートの途中で引っかかった影響で主灰シュートホッパ部に灰の堆積が確認された。主灰シュートが閉塞し始めたため焼却炉を停止した。
23	足立	1号炉	休炉	R2.7.14	10:00	R2.7.20	16:30	R2.7.24	15:54	R2.7.25	9:11	1号炉№1自工場主灰コンベヤの月例点検の際、コンベヤ駆動機給電ユニットのカバーが外れていることを確認した。調査の結果、軸受が損傷しており、長期間の運転継続は困難と判断し、焼却炉を立ち下げた。
22	新江東	2号炉	休炉	R2.7.7	2:00	R2.7.12	17:00	R2.7.23	17:00	R2.7.24	19:02	7日午前2時頃、2号炉№1ボイラダストコンベヤLのトルクリミッタが死生し、一時的に回復した。12日午前1時頃、再度トルクリミッタが多発し、復旧困難になった。調査のため、焼却炉を立ち下げた。

(3) 初期の操炉計画との差は?

二酸化炭素の排出量にどの程度影響を与えているのか?

Q02-表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)

測定方法でJIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を利用し測定)と記載されているが、これは以前から指摘しているようにありえない記述で、是正を求める。(参考のため、令和2年度第2回環境委員会その他の資料(抜粋)を掲出する)

<p>3 報告事項-1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果についての件</p>	<p>3 この件については、長い間お話しさせていただいておりますが、ご納得できる表記方法がわかりません。どのように修正したほうが良いのかご意見をお聞かせください。</p>
<p>前回の質問【(1)13ページの「表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)」において、表の中に「カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を準用した」という記載があるが、JIS K-0083:2017ではカドミウム、鉛、ニッケル、マンガン、バナジウム、クロム、ベリリウム、ヒ素及びセレンを測定対象としているのみで、カルシウム、銅、亜鉛は測定対象としていないため、準用はありえない。正しい表記に修正されたい。】に対する回答は、【(1)排ガス中の金属分析方法「JIS K 0083」を用いて測定をしていることから、準用と表記をしていましたが、今後は「カルシウム、銅、亜鉛はJIS K 0083を利用し測定」と修正します。】であった。</p> <p>測定対象ではないという指摘があるものに対して「利用し測定」は矛盾している。確認をし、正しい表記に修正されたい。(組合の仕様書に「カルシウム、銅、亜鉛はJIS K 0083を利用し測定」と記載され</p>	<p>ているから正しいという論理は止めていただきたい。無から有は生まれない。令和2年度第2回の資料も当然含まれる。)</p>

Q03-表-2) ① 排出ガス測定

(1) 水銀(Hg)の定量下限値が0.5と記載されていることは到底容認できない。

(参考のため、令和2年度第2回環境委員会のその他の資料(抜粋)を掲出する)

「排出基準値(50µg/Nm³)に対して1/10の定量下限の設定は、一般的に用いられているものと測定事業

者にも確認しています。」という記述は問題がある。(定量下限は測定事業者が決めるものではないから)

特に「水銀の定量下限値については測定事業者が計量証明書として提出できる値になっていますのでご理解ください。」は測定事業者に便宜を図っていると推測される。

確認資料は別紙の通りとしているが、その日付は2019年3月26日で測定時期と異なっている。確認資料の詳細な説明を求める。

<p>4 水銀の測定の件</p> <p>(1) 前回の質問【(1)「水銀の定量下限は、「水銀大気排出規制に係る水銀測定法等に関する説明会 排出ガス中の水銀測定について～水銀測定の留意事項とよくあるご質問～日本環境測定分析協会」に、ガス状水銀の定量下限の目安は0.11マイクログラム、粒子状水銀の定量下限の目安は0.0011マイクログラムと記載されている。しかし、表-2)①排出ガス測定に記載の定量下限値は0.24マイクログラムで、目安を大きく超えている。昨年度のガス状水銀の定量下限は5マイクログラムで、間題外と思われる数値である。いかがなものか?】に対して回答では、【測定事業者との契約では、水銀の定量下限は5µg/Nm<sup>3</sup>となっており、より精度の高い数値(低い値)であれば良いとしています。昨年度の測定事業者は、定量下限が0.24µg/Nm<sup>3</sup>であれば計量証明書として発行できるということで報告を受けています。ご質問の説明会資料では「検出下限及び定量下限の目安」の質問に対し、回答では「参考としてください」と記載されており、条件などにより違いがあるものと考えています。定量下限には規定として定めは無いことから、排出基準値(50µg/Nm<sup>3</sup>)に対して1/10の定量下限の設定は、一般的に用いられているものと測定事業者にも確認をしています。】という組合の仕様書を元にしている。また、測定業者に1/10の5マイクログラムでも確認を取っているから問題ないとしているが、それでいいのでしょうか?</p> <p>(2) 前回の質問【(2)排出ガス中の水銀測定法(環境省告示第94号(平成28年9月26日)の第6 検出下限及び定量下限には「1 分析装置の検出下限及び定量下限」と「2 測定方法の検出下限及び定量下限」があり、測定的前提となる検出下限及び定量下限が規定されている。報告された結果はこれを満たした状態で測定されたもの</p>	<p>4</p> <p>(1) この件については、意見の相違もありますので、現在協議している水銀の協定値と合わせて定量下限値についても、代表者の中でお話ししたいと考えています。</p> <p>(2)</p> <p>第6 1 分析装置の検出下限及び定量下限は下記のとおりです。 ・検出下限=0.008ng 定量下限=0.026ng</p> <p>第6 2 測定方法の検出下限及び定量下限は下記のとおりです。 ・ガス状水銀: 検出下限=0.012ng 定量下限=0.039ng ・粒子状水銀: 検出下限=0.012ng 定量下限=0.040ng(還元気化法)</p> <p>※ 確認資料については別紙のとおりです。 排出ガス中の水銀測定【検出下限・定量下限の算出】2019年3月26日</p>
<p>であることを当然確認しているのか?】に対する回答は、【条件を満たした際の提出になると考えている。(7/6 実施していることを確認)】であった。 確認内容を示していただきたい。</p>	
<p>10 環境測定結果の水銀(Hg)</p> <p>(1) 定量下限値が令和2年第2回環境委員会資料では0.5マイクログラム/Nm<sup>3</sup>で、令和2年度第1回環境委員会資料では0.24マイクログラム/Nm<sup>3</sup>で、異なる理由は? (備考【測定方法】の表記が異なることが理由ではないことは明白)</p> <p>(2) (1)の理由が測定業者が変わったからというのであれば、到底納得できない。 仕様書の定量下限値は 「水銀の定量下限は、「水銀大気排出規制に係る水銀測定法等に関する説明会 排出ガス中の水銀測定について～水銀測定の留意事項とよくあるご質問～日本環境測定分析協会」に、ガス状水銀の定量下限の目安は0.11マイクログラム、粒子状水銀の定量下限の目安は0.0011マイクログラム」とするべきである。</p>	<p>10</p> <p>(1) 令和2年度は測定事業者が替わり、第2回環境委員会資料から水銀の定量下限値は「0.5µg/Nm<sup>3</sup>」に変更しています。令和2年度第1回環境委員会資料では、令和元年度の測定事業者による測定結果になりますので、定量下限値は「0.24µg/Nm<sup>3</sup>」で記載しています。</p> <p>(2) 水銀の定量下限値については、測定事業者が計量証明書として提出できる値になっていますのでご理解ください。</p>

検ガス中の水銀測定【検出下限・定量下限の算出】  
 察平成28年環境省告示第94号による

2019年3月26日

還元酸化法

1. 分析装置の検出下限及び定量下限  
 検査最低濃度(0.1ng)の標準液を5回繰り返し測定し、標準偏差を求める。  
 標準偏差の3倍を装置の検出下限、10倍を定量下限とする。

①	②	③	④	⑤	平均	標準偏差	3σ	10σ
0.086	0.084	0.089	0.087	0.083	0.0852	0.00259	0.0078	0.0259
分析装置の						検出下限	定量下限	
						0.008ng	0.026ng	

2. 測定方法の検出下限及び定量下限  
 2-1. ガス状水銀  
 試料ガスを通じず、前処理操作を行なった吸収液に下式によって算出した量(1ng)の水銀溶液を添加した試料を5回繰り返し測定し、標準偏差を求める。  
 標準偏差の3倍を装置の検出下限、10倍を定量下限とする。

$$Q = QL' \times V / VI$$

$$= 0.026 \times 300 / 8$$

$$= 0.975ng \approx 1ng$$

Q: 水銀添加量(ng)  
 QL': 分析装置の定量下限(0.026ng)  
 V: 測定用試料の液量(300mL)  
 VI: 分析装置への注入量(8mL)

①	②	③	④	⑤	平均	標準偏差	3σ	10σ
0.033	0.030	0.029	0.039	0.033	0.0328	0.00390	0.0117	0.0390
ガス状水銀						検出下限	定量下限	
測定方法の						0.012ng	0.039ng	

- 2-2. 粒子状水銀【還元酸化法】  
 試料ガスを通じず、前処理操作を行なった紙に下式によって算出した量(1ng)の水銀溶液を添加した試料を5回繰り返し測定し、標準偏差を求める。  
 標準偏差の3倍を装置の検出下限、10倍を定量下限とする。

$$Q = QL' \times V / VI$$

$$= 0.026 \times 200 / 5$$

$$= 1.04ng \approx 1ng$$

Q: 水銀添加量(ng)  
 QL': 分析装置の定量下限(0.026ng)  
 V: 測定用試料の液量(200mL)  
 VI: 分析装置への注入量(5mL)

①	②	③	④	⑤	平均	標準偏差	3σ	10σ
0.038	0.027	0.032	0.034	0.034	0.033	0.00400	0.0120	0.0400
粒子状水銀						検出下限	定量下限	
測定方法の						0.012ng	0.040ng	

(2) 令和2年度の測定事業者は令和元年度の測定事業者と異なるが、平成30年度の測定事業者と同一である。(公開されている組合の入札結果より判定)

同一業者でありながら、定量下限の表記が5から0.5に変わっているのはどのような理由か?

Q04-組合ホームページの印西クリーンセンターにおける放射線量・放射エネルギーの測定結果の件

測定器の較正を行うとのことだが、所要日数は10日であることから、敷地境界における放射線量測定結果は測定できないことになる。代替器の手当は行っているのか? 測定を行わないのか?

<p>6 組合ホームページの印西クリーンセンターにおける放射線量・放射エネルギーの測定結果の件</p> <p>前回の質問【(3)測定器の較正はどのように行っているのか。較正の間隔は通常1年ごとであるが、正しいか。】への回答は「較正作業を依頼する」であったが、費用、所要日数、進捗状況は?</p>	<p>6</p> <p>費用は22,000円(消費税含む)。                  所要日数は、発送してから戻ってくるまで10日間。                  較正の頻度は年一回行い、今年度は令和3年2月頃に専門業者へ依頼する予定です。</p>
---	--



Q05-令和2年度第2回委員会の資料4 次期中間処理施設整備事業の進捗状況の件

令和2年度第2回委員会で下記の回答を得たが、組合ホームページには掲出されないのはいかなる理由か？

アクセス道路に関しても、新規の情報がないのはいかなる理由か？

<p>7 (前回配布の)資料4 次期中間処理施設整備事業の進捗状況の件</p> <p>前回の質問【28ページに、3月 次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画一部変更策定業務が完了、同基本計画第1回変更を策定する。と記載されているが、正式に決定した計画を組合ホームページに掲出しないことはいかなる理由か、】に対する回答は、【印西市の確認が終了次第提出予定】とのことだが、いまだに掲出されていない理由は？</p>	<p>7</p> <p>地域振興策基本計画第1回変更については、さきの質問に対する回答のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、印西市との確認作業が終了していません。</p> <p>現在、組合ホームページにパブリックコメントの手続きによる同計画変更(案)を掲載しております。令和2年3月に実施したパブリックコメントのご意見がなかったことによりパブリックコメントに付した同計画内容の変更はございませんので、組合ホームページに掲載されるまではご不便をお掛けいたしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
--	---

Q06-印西クリーンセンター環境委員会細則に則った環境委員会の運営と「組合ホームページの「令和2年度第1回印西クリーンセンター環境委員会の開催中止について」

令和2年度第2回環境委員会に関して、下記の回答を得たが、その表現内容と実態の乖離の酷さはこれまで経験したことがないものである。(言葉の持つ意味を理解していない)

「第3回委員会の開催方法についても、代表者会議で協議させていただく予定です。」と記述しながら実施していないなど、真摯に向き合う姿勢が見られない。

<p>9 印西クリーンセンター環境委員会細則に則った環境委員会の運営と、組合ホームページの「令和2年度第1回印西クリーンセンター環境委員会の開催中止について」</p> <p>(1)令和2年度第2回環境委員会の開催に関して、組合事務局の不十分な確認や理解に基づく判断ではなく、正しい理解に基づく印西クリーンセンター環境委員会細則に則った環境委員会の運営を要望する。</p> <p>(2)組合ホームページの「令和2年度第1回印西クリーンセンター環境委員会の開催中止について」のリンク先が2ページあり、2ページ目は「令和元年度第4回環境委員会の中止」であるのはいかなるものか。</p>	<p>9</p> <p>(1)令和2年7月2日にコロナ禍における委員会開催の方法に関して、打ち合わせを行い、開催する方向で場所や参加人数を協議してきましたが、その後感染者数が増加していることから、最終的には委員各位にアンケート調査を実施し、その結果を受け書面開催として、「印西クリーンセンター環境委員会細則」第3条第5項の規定により、代表者と協議を整えたところであります。なお12月予定の第3回の開催方法についても、代表者会議で協議させていただく予定です。</p> <p>(2)紛らわしくて申し訳ございませんでした。</p>
---	--

Q07-印西地区衛生組合の「し渣」

令和2年度第2回委員会で下記の回答を得たが、我孫子市や流山市のように処分方法を明確化すべきである。

<p>12 印西地区環境整備事業組合が制定する「令和2年度印西地区ごみ処理実施計画」は2020年6月23日に最終版が作成された。</p> <p>印西地区衛生組合が制定する「令和2年印西地区衛生組合 一般廃棄物処理計画」(令和2年4月20日完成)の「5.し尿・浄化槽汚泥の適正な処理のための方策に関する事項」の「(3)汚泥等処分先」で、「し渣」、処分先及び所在地として「印西地区環境整備事業組合</p>	<p>12</p> <p>平成30年度第2回(平成30年9月1日開催)の委員会内でも同様な質問がありましたが、当時と回答は同様であります。</p> <p>し渣の搬入は印西地区衛生組合が委託した栄町の収集業者が請け負っており、計画量9.5tは当組合での事業系の燃やせるごみ12,197tの一部になります。</p> <p>令和2年度印西地区ごみ処理実施計画上では、事業系一般廃棄物可燃ごみ12,197t</p>
<p>千葉県印西市大塚一丁目1番地1)、計画量として「9.5t」、処分方法として「焼却」が記載されている。</p> <p>しかし、印西地区環境整備事業組合の令和2年度印西地区ごみ処理実施計画には記載されていないのは、いかなる理由か？</p> <p>印西クリーンセンターの処理量と比べれば量が少ないから記載しないということは許されない。(「印西地区環境整備事業組合ごみ処理施設設置管理条例」の「第3条 印西クリーンセンターの業務は、組合を組織する市町から発生した一般廃棄物の中間処理とする。」と明記されており、し渣(し尿処理残液)はこれに含まれないと解される。)</p>	<p>の処理を予定しているだけであり、事業所単位ごとの搬入量は記載しておりません。よって印西地区衛生組合の一般廃棄物処理計画に記載があるからといって、特出しての搬入量は記載しておりません。</p> <p>また、印西地区衛生組合は栄町内に事業所を有し、その受入自治体は印西市と栄町なので、組合を組織する市町に該当し、そこから発生した一般廃棄物は印西クリーンセンターで処理可能であります。</p>

2020年11月22日

## 令和2年度第3回印西クリーンセンター環境委員会でのご質問

### 1. 新型コロナ感染防止対策について

新型コロナ禍の猛威がますます広がっております。印西クリーンセンターで市民と接するときどのような対応をしているのかお聞かせねがいます。

- ① 住民が直接ごみや資源物を印西クリーンセンターに持ち込むとき、どのような指導をしていますか？（マスクを着けていないと受け入れない等）
- ② 集積所からごみなどを回収するとき、回収に当たる作業員の注意事項は？
- ③ 今まで、ごみ回収やクリーンセンターでの作業で新型コロナに感染した作業員はおりますか？
- ④ クリーンセンターから住民に対して、作業員への新型コロナの感染予防のため、何かご要望がありますか？

### 2. 温室効果ガス（Greenhouse Gas/GHG）の削減について

- ・ 2015年12月にパリで開催されたCOP24で世界で始めて新興国を含めた全世界の国（約200カ国）が参加して2020年以降の温室効果ガス排出量の削減目標が採択されました。これがパリ協定です。その目標は「21世紀の中頃までに世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べ2.0℃までに抑える、可能なら1.5℃までに抑える」でした。各国は国連にその目標を達成するためにGHGの削減目標を提出しましたがその目標をすべて達成しても、世界の平均気温は、すでに産業革命以来約1℃上昇しているため、21世紀後半には3.2℃に上昇することが判明しました。
- ・ 国連は平均気温の上昇を抑えるため更なる大幅な削減目標アップを求めています。
- ・ 2018年10月に韓国で開催されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）で「1.5℃特別報告書」が発表されました。報告書の要旨は次の通りです。
  - a 温暖化を1.5℃に止めるためには2030年までに世界全体のGHGの排出量を2010年比で約45%削減する必要があり2050年前後には正味ゼロにする必要がある。
  - b 2030年より前にCO<sub>2</sub>を削減することによってのみ、世界の平均気温の1.5℃以上を止めることが出来る。
- ・ 2020年10月26日、菅義偉新首相は臨時国会で就任後初めての所信表明演説を行い、そこで突然「温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにする」目標を新たに打ち出しました。

- ・ パリ協定の目標達成には、50年までに世界全体の GHG 排出量を森林吸収分などを差し引いて実質ゼロにする必要があるからです。すでに、約 120 カ国が「50年実質ゼロ」を掲げる中、はた日本政府の目標は「2030年までに 26%、2050年までに 80%削減」にとどまっています、世界から批判されていました。
- ・ 小泉進次郎環境大臣は、すでに日本の先進自治体（29 自治体／人口 45 百万人）が独自に実施していた「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指す運動」を引き継ぎ、2019年12月に各自治体に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明することを促しました。11/20時点で173の自治体（総人口の64.3%）が「2050年ゼロカーボンシティ」を表明しました。千葉県では山武市、野田市、我孫子市、浦安市、四街道市、11/20には千葉市が表明しました。
- ・ 世界の最大 GHG 排出国（28.2%）中国は今年9月、2060年に CO2 ゼロを宣言、世界二番目(14.5%)の排出国である米国はバイデン氏が来年1月に大統領に就任したら「直ちに脱退していたパリ協定に復帰し、2050年に CO2 をゼロにする」と選挙公約に掲げていました。GHG 排出量の 48%を占める両国が GHG ゼロの脱炭素社会実現に参加することになれば、1.5℃の目標達成も夢ではありません。
- ・ このように、世の中は大きく脱炭素社会に向かって動き出しました！
- ・ そこで質問です。
  - ① 印西クリーンセンターがこの脱炭素社会の運動「2050年ゼロカーボンシティ」を表明されますか？
  - ② 印西クリーンセンターが CO2 を 2030年までに 2010年比 45%削減するためには、燃やすごみに、石油を原料とするプラスチックごみを入れないことが必要です。これをやりますか？
  - ③ ごみ収集車の燃料にはガソリン、軽油等、化石燃料由来の燃料は使っては目標を達成できません。これが出来ますか？（業者の車でも無関係ではられません）
  - ④ 焼却炉のスタートアップ時に使う灯油も植物由来のバイオ燃料にかえる必要があります。これはすぐできると思いますがいかがでしょうか？
  - ⑤ 燃やすごみから高カロリーのプラスチックを除くと燃やすごみの「発熱量」が低下します。現状の焼却炉の燃焼に支障はありませんか？新クリーンセンターの焼却炉の設計条件も変わります。設計変更が必要では？
  - ⑥ 今までお金を付けて資源物になっていたプラスチック製容器包装は、ほとんどが燃料になっておりました。業者から CO2 が発生するのでいらぬと言われたらどうします？行き先がありますか？
  - ⑦ 燃やすごみに入れられないプラスチックごみは、どう処理しますか？燃やさないごみにして埋め立て処分にしますか？でも埋立地に余裕はありますか？

以上

○自治会側からの質問事項に対する回答書（令和2年度第3回環境委員会）

質問事項	回答
<p>1 表一1) 令和2年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況</p> <p>(1) 令和2年度の1号炉の10月の焼却日数が28 1～4 8～31と記載されているが、5～7は焼却していないのか？</p> <p>(2) 焼却していない場合の原因は何か？事故か？故障か？原因を記載するべきである。(例として東京二十三区清掃一部事務組合を掲示)</p> <p>(3) 初期の操炉計画との差は？二酸化炭素の排出量にどの程度影響を与えているのか？</p> <p>(4) 今年度はコロナの影響もあり、自宅に居る時間も長く、昨年までと違う状況ではないかと察する。 昨年同時期と違い、「家庭内から排出されるごみの特徴(内容・排出量など)」、「事業系割合増加の背景と理由」。 しばらくはコロナ禍での操業が続くと思われるが、今後のクリーンセンターの稼働に影響はないのか？</p>	<p>1</p> <p>(1) ご質問のとおり10月5日から7日までの3日間は焼却していません。</p> <p>(2) 10月4日13時20分頃、1号炉焼却(回転キルン)設備の停止によるものです。安全を確認するため7日まで焼却を停止し調査を行いました。原因は特定できませんでした。焼却炉内の回転部に異物が混入し噛み込み、停止したものと思われます。回転キルン設備は復旧しておりますので、8日から焼却を再開しております。ご心配をおかけしました。記載については検討いたします。</p> <p>(3) 1号炉は連続運転を予定していましたが、約3日間焼却処理できませんでした。二酸化炭素の排出量への影響として、焼却炉の立ち下げ、立ち上げ時に灯油を使用しております。その灯油使用量が約2,043Lになり、二酸化炭素排出量は計算値で約5,085 kg-CO2/L分となります。</p> <p>(4) 4月から10月までの家庭系ごみ量は昨年度との実績比では1,123 t、5.26%増、事業系ごみ量は同時期50t、0.63%増であります。 4月、5月は緊急事態宣言により自宅待機時間が長かった影響で収集可燃ごみの増加が見受けられました。今現在では通常の量に戻りつつあります。 今後の操業でありませんが、4月、5月のピーク時でも溢れることは無かったため、今後も一時的な増量でも影響が出ないよう操業していきたいと思っております。</p>

<p>2 表一7)排ガス中の重金属測定(調査測定)</p> <p>測定方法で JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛については JIS K-0083 を利用し測定)と記載されているが、これは以前から指摘しているようにありえない記述で、是正を求め。 (参考のため、令和2年度第2回環境委員会のその他の資料(抜粋)を掲出する)</p>	<p>2</p> <p>前回と同じ回答になりますが、ご納得できる表記方法がわかりません。どのように修正したほうが良いのかご意見をお聞かせください。</p>
<p>3 表一2)①排ガス測定</p> <p>(1)水銀(Hg)の定量下限値が0.5と記載されていることは到底容認できない。(参考のため、令和2年度第2回環境委員会のその他の資料(抜粋)を掲出する)</p> <p>「排出基準値(50 <math>\mu\text{g}/\text{N m}^3</math>)に対して1/10の定量下限の設定は、一般的に用いられているものと測定事業者にも確認しています。」という記述は問題がある。(定量下限は測定事業者が決めるものではないから)</p> <p>特に「水銀の定量下限値については測定事業者が計量証明書として提出できる値になっていきますのでご理解ください。」は測定事業者に便宜を図っていると推測される。</p> <p>確認資料は別紙の通りとしているが、その日付は2019年3月26日で測定時期と異なっている。</p> <p>確認資料の詳細な説明を求め。</p> <p>(2)令和2年度の測定事業者は令和元年度の測定事業者と異なるが、平成30年度の測定事業者と同一である。(公開されている組合の入札結果より判定)</p> <p>同一業者でありながら、定量下限値が5から0.5に変わっているのはどのような理由か?</p>	<p>3</p> <p>(1) 排ガス中の水銀測定における定量下限値については、法的定めはございません。令和元年度契約時では定量下限値は 5 <math>\mu\text{g}/\text{N m}^3</math>としておりましたが、契約業者から定量下限値を下げ(精度の高い値)測定報告が可能であることから、定量下限値を下げ測定及び報告をお願いしております。</p> <p>確認資料については、分析測定するにあたり測定事業者が「分析装置の状態、前処理操作及び測定条件によって変動するため」、一定の周期において確認した結果になります。令和元年度の契約業者については、年に1回実施し、十分な値が得られるよう管理していると聞いております。【平成31年(2019年)4月3日契約】</p> <p>(2) 排ガス中の水銀の排出基準(50 <math>\mu\text{g}/\text{N m}^3</math>)が施行された平成30年4月1日から現在まで、契約では定量下限値は 5 <math>\mu\text{g}/\text{N m}^3</math>を条件としております。令和元年度から定量下限値を下げ報告をいただいておりますが、平成30年度については、契約どおりの報告になっております。</p> <p>排ガス中の水銀測定の件については、基準値と合わせ定量下限値についても、今後、代表者会議の中でお話しできればと考えております。</p>

<p>4 組合ホームページの印西クリーンセンターにおける放射線量・放射線量の測定結果の件</p> <p>測定器の較正を行うとのことだが、所要日数は10日であることから、敷地境界における放射線量測定結果は測定できないこととなる。代替器の担当は行っているのか？測定を行わないのか？</p>	<p>4</p> <p>測定器は校正の為、令和2年2月18日に発送し、同月の20日に検査、3月2日に返却されました。</p> <p>空間放射線量測定は毎週1回の頻度で実施しており、同年2月25日(火)の測定は他社所有の環境放射線モニタRadiを借用し実施しました。この時の100cmの測定値は、第一地点から0.083、0.066、0.094、0.081、0.061、0.068、0.101、0.091、0.071でありました。</p>
<p>5 令和2年度第2回委員会の資料4 次期中間処理施設整備事業の進捗状況の件</p> <p>令和2年度第2回委員会で回答を得たが、組合ホームページには掲出されないのはいかなる理由か？</p> <p>アクセス道路に関しても、新規の情報がないのはいかなる理由か？</p>	<p>5</p> <p>地域振興策基本計画第1回変更については、現時点においても印西市クリーン推進課を通じ、関係各課と確認作業を行っているところですが、意見などの数が多く、時間を要しておりますが、今年度中には最終的な内容を組合ホームページに掲載したいと考えております。</p> <p>現時点で最新の計画は第2回環境委員会で回答したとおり、パブリックコメントの手続きによる同計画変更(案)となり、組合ホームページに掲載されておりますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>なお、いただいているご意見などは、計画論の骨子に関することではないことから、大きく変わる可能性があるということではございません。</p> <p>また、アクセス道路については、用地測量のほか道路設計業務を令和2年11月から4年3月までの期間で実施しております。</p>
<p>6 印西クリーンセンター環境委員会細則に則った環境委員会の運営と、組合ホームページの「令和2年度第1回印西クリーンセンター環境委員会の開催中止について」</p> <p>令和2年度第2回環境委員会に際して回答を得たが、その表現内容と実態の乖離の酷さはこれまで経験したことがないものである。(言葉の持つ意味を理解していない)</p>	<p>6</p> <p>第2回の委員会開催に関しては、令和2年7月2日に事前打合せを行った所ですが、その後の感染者の増や三密を回避できうる適切な場所が無いことから、各委員へのアンケートを実施し開催の是非の判断を委ねた所、書面開催での賛同を得ました。但し、その際第3回こそは開催されるよう依頼されたことから、10月下旬より早川代表委員とメールや電話で打合せを行い、その内容に特段相違が無かったことから、会議を開かずとも話がまとまり、現在に至った所であります。</p>

<p>「第3回委員会の開催方法についても、代表者会議で協議させていただきたく予定です。」と記述しながら実施していないなど、真摯に向き合う姿勢が見られない。</p>	<p>7 印西地区衛生組合の「し渣」</p> <p>令和2年度第2回委員会で回答を得たが、我孫子市や流山市のように処分方法を明確化すべきである。</p>	<p>7</p> <p>我孫子市等は一自治体でごみとし尿を行政事務としていることから、実施計画も一括して作成してありますが、当地区は、ごみとし尿が分業化され、各々の組合だけで作成して ます。</p> <p>実施計画の内容に関しては、今まで県からの指示指導は一切ないことから、平成30年度第2回、令和2年度第2回での回答同様、印西地区衛生組合のし渣は特出しせず通常の事業系一般廃棄物の一部として取り扱います。</p>
<p>8 新型コロナウイルス感染防止対策について</p> <p>(1)住民が直接ごみや資源物を印西クリーンセンターに持ち込むとき、どのような指導をしていますか？(マスクを着けていないと受け入れない等)</p> <p>(2)集積所からごみなどを回収するとき、回収に当たる作業員の注意事項は？</p> <p>(3)今まで、ごみ回収やクリーンセンターでの作業で新型コロナウイルスに感染した作業員はおりますか？</p> <p>(4)クリーンセンターから住民に対して、作業員への新型コロナウイルスの感染予防のため、何かご要望がありますか？</p>	<p>8</p> <p>(1) 構成市町で発行している「資源物とごみの分け方・出し方」に記載の通り、引越しや片付け等で一時的に大量に出た場合のみの受入としてます。</p> <p>マスクの義務付けはしてませんが、持ち込む方の大多数がマスクは着用済みであります。住民との接触機会がある計量室の窓にはビニールシートを貼り付け、ごみを下す作業は持込者自らにやってもらおうようにしています。</p> <p>(2) マスク、手袋の着用、肌を出さない服装での作業を励行してます。</p> <p>(3) 印西クリーンセンターで働いている従業員や関連業者の中では、新型コロナウイルスに感染した従業員は現在のところありません。</p> <p>(4) ごみ処理業務はコロナ渦であっても止めることができない業務であります。よって作業員への感染リスクを防ぐ為、できるだけ自己搬入は避けていただきました。上記(1)で回答したように、引越しや片付け等で一時的に大量に出た場合のみ の受入とします。</p>	

	<p>収集運搬は通常通り稼働してしますので、少量の廃棄物は行政回収を利用していきたい。</p>
<p>9 温室効果ガス (Greenhouse Gas/GHG) の削減について</p> <p>(1) 印西クリーンセンターが脱炭素社会の運動「2050年ゼロカーボンシグナル」を表明されますか？</p> <p>(2) 印西クリーンセンターがCO2を2030年までに2010年比45%削減するためには、燃やすごみに、石油を原料とするプラスチックごみを入れないことが必要です。これをやりますか？</p> <p>(3) ごみ収集車の燃料にはガソリン、軽油等、化石燃料由来の燃料を使つては目標を達成できません。これが出来ますか？(業者の車でも無関係ではいられません)</p> <p>(4) 焼却炉のスタートアップ時に使う灯油も植物由来のバイオ燃料にかえる必要があります。これはすぐできると思いますがいかがでしょうか？</p> <p>(5) 燃やすごみから高カロリーのプラスチックを除くと燃やすごみの「発熱量」が低下します。現状の焼却炉の燃焼に支障はありませんか？新クリーンセンターの焼却炉の設計条件も変わります。設計変更が必要では？</p> <p>(6) 今までお金を付けて資源物になっていたプラスチック製容器包装は、ほとんどが燃料になっておりました。業者からCO2が発生するのでいらぬと言われたらどうします？行き先がありますか？</p>	<p>9</p> <p>(1) 未定です。</p> <p>(2) 国でプラスチック類の一括回収を実施する旨の報道がありました。現在その詳細等は示されていないことから、その動向を見定めてから方向性を検討したいと思ひます。</p> <p>(3) 上記同様、国から明確な指示(化石系の燃料は未使用)が示されれば、その方向性を検討したいと思ひます。</p> <p>(4) 現在の焼却炉では、立上げ、立下げ時に「灯油専用バーナー」を使用しております。バイオ燃料となりますと、新たに設備が必要となりますので、現施設では難しいと思ひます。</p> <p>(5) 近年、ごみの高カロリー化などで焼却能力が減っておりますが、現施設の焼却炉で操業できると考えております。なお、次期施設の設計については、現在、国の方向性などを注視し検討しているところであります。</p> <p>(6) プラスチック製容器包装類は資源として、財団法人日本容器リサイクル協会を通じて再資源業者へ行くルートは、令和3年度は確保されていますが、その後、将来的にそのルートが維持できる、または変わる等の話は示されておられません。</p>



(7)燃やすごみに入れないプラスチックごみは、どう処理しますか？燃やさないごみにして埋め立て処分になりますか？でも埋立地に余裕はありますか？

(7) 燃やすごみに入れない(不燃ごみや粗大ごみからの)プラスチックごみは、破碎処理後、ごみピットに送られ焼却処理されます。